

事故救済制度の他市町（政令指定都市、兵庫県下市町）の実施状況

○ 他市町の実施状況

政令指定都市：4都市（神戸市，名古屋市，相模原市，京都市）

都市名 (高齢者人口)	神戸市 (約43万人)	名古屋市 (約59万人)	相模原市 (約19万人)	京都市 (約41万人)
制度開始	平成31年4月	令和2年10月	令和元年8月	令和2年8月
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限2億円) ・見舞金(給付金) (上限3,000万円) ・傷害死亡・後遺障害保険 (上限100万円) ※加入者が死亡・後遺障害 	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限2億円) ・給付金 (上限3,000万円) ※事故相手が市民で 死亡・後遺障害 ・見舞金(15万円) ※事故相手が市民以外 で死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限3億円) ・傷害死亡・後遺障 害保険(上限100 万円) ※加入者が 死亡・後遺障害 【GPS 機器貸与事業 に付帯】 	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限3億円) 【GPS 機器貸与 事業に付帯】
事前登録	必要 ※見舞金(給付金)は不要	必要	必要	必要
支給実績	計47件(R6.3時点)	計8件(R6.3時点)		計0件(R6.3時点)

兵庫県下市町：令和3年度6市町、令和4年度8市町、令和5年度11市町、
令和6年度13市町

	市町名	実施状況(予定含む) ※補償内容、対象者、方法(保険会社との提携)等
1	尼崎市	<p>【内容】認知症の人が日常生活における偶然な事故により他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したことなどによってご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合にその賠償金を補償する(上限1億円)</p> <p>【対象者】①尼崎市「認知症みんなで支えるSOSネットワーク登録者」 ②在宅生活者 ③日常に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身で外出が可能な方</p> <p>保険会社との提携: 令和2年6月プロポーザルにて選定→令和2年10月より運用開始 →令和7年度向けにプロポーザル等により業者選定予定</p>
2	芦屋市	<p>【内容】認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人ケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合にその賠償金を補償する。</p> <p>【対象者】在宅生活者のうち ①芦屋市認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業の登録者 ②日常生活に支障があるような認知症状等があり、自身で外出が可能な方</p>

3	宝塚市	<p>【内容】認知症の人が日常生活における偶然な事故により本人や家族が法律上の損害賠償責任を負った場合にその賠償金を補償する(上限1億円)。</p> <p>【対象者】認知症高齢者等みまもり登録者で、在宅生活者であり、認知症状等が一定見られ、自身で外出が可能な方。</p> <p>方法:対象者のうち、希望する者が個人賠償責任保険に加入する際に、保険料を市が負担する。事故の発生時には保険会社が対応を行う。</p>
4	高砂市	<p>【内容】日常生活における偶発的な事故で損害賠償責任を負った場合の補償を行う(上限3億円)。</p> <p>【対象者】高砂市高齢者等見守り・SOSネットワーク事業登録者かつ在宅生活者かつ日常生活に支障をきたすような認知症症状等が一定見られ、自身が外出可能な者。</p> <p>方法:市が契約者となる個人賠償責任保険に加入。</p>
5	川西市	<p>【内容】認知症の人が日常生活における事故等により、他人に怪我を負わせたり他人の財物を壊す等、認知症の人やその家族が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金の補填する保険(上限1億円)。</p> <p>【対象者】川西市に住民票を有する方で、川西市認知症みまもり登録に登録している方を基本とする。</p>
6	三田市	<p>【内容】個人補償保険金:最大1億円 被害者が死亡した場合の見舞金:15万円</p> <p>【対象者】①三田市に住民票がある40歳以上の人 ②施設等に入らず自宅で生活している認知症の人 ③要支援・要介護認定を受けている人 ④市のGPS貸与及びSOSネットワーク利用者 以上4つの条件をすべて満たす人</p> <p>方法:保険に市で推定人数で加入している。</p>
7	丹波篠山市	<p>【内容】日常生活における偶然の事故によって、法律上の損害賠償を負った場合の保障を行う(上限1億円)市が契約者となり保険加入する。</p> <p>【対象者】在宅で生活をされている方で介護保険の調査員又は主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」以上であると確認できる方。見守り・SOSネットワーク事業登録者。</p>
8	養父市	<p>【内容】日常生活における偶発的な事故で損害賠償責任を負った場合の補償を行う。</p> <p>【対象者】見守り・SOSネットワーク事業登録者。</p> <p>方法:市が契約者となる個人賠償責任保険に加入。</p>
9	丹波市	<p>【内容】1事故につき上限1億円</p> <p>【対象者】丹波市に住民票がある人で、以下の条件をすべて満たす人 ①40歳以上の人 ②丹波市高齢者等早期発見SOSシステムに事前登録している人 ③在宅生活をしている人(施設、病院等に入所、入院している人は非該当) ④日常生活に支障をきたすような認知症の症状があり、自身で外出可能な人</p> <p>方法:市が契約者となる個人賠償責任保険に加入。</p>

10	朝来市	<p>【内容】日常生活における偶然な事故により、高齢者やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する。</p> <p>【対象者】市内に住所がある認知症高齢者等・介護保険法の介護認定を受けている者・認知症高齢者等 SOS ネットワークに登録している者。</p>
11	たつの市	<p>【内容】はいかいいのそのれのある高齢者等が、日常生活で起こした事故により、第三者へ損害賠償責任を負った場合の補償。日常生活賠償責任保険：3億円限度。</p> <p>【対象者】はいかいい高齢者等見守りSOSネットワーク登録者</p>
12	稲美町	<p>【内容】日常生活における偶発的な事故で損害賠償責任を負った場合の補償を行う。</p> <p>【対象者】稲美町高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業登録者または日常生活に支障をきたすような認知症状等があり、外出が可能な人。</p> <p>方法：町が契約者となる個人賠償責任保険に加入。</p>
13	新温泉町	<p>【対象者】新温泉町認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業実施要綱(平成 28 年新温泉町告示第 104 号)の規定により登録された者のうち、次のいずれにも該当する者又は特に町長が必要と認める者とする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者</p> <p>(2) 在宅で生活をしている者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 要介護認定における主治医意見書により認知症であることを確認できる者</p> <p>イ 要介護認定における認定調査票又は主治医意見書により認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上かつ障害高齢者の日常生活自立度がB2以下と判定されている者</p> <p>ウ 医師の診断書により認知症と診断されている者</p>